廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第八号（令和八年三月二十七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第一号ロの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　　正　　後			
別表第四（第七条の二の四関係）			
一	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）		
二～四十三	（略）		（略）
備考　十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。			

改　　正　　前		
別表第四（第七条の二の四関係）		
一	（略）	（略）
二	空気亜鉛電池	
三～四十四	（略）	（略）
備考 二十 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。